

都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）

～ 緑溢れる東京の実現と災害に強い都市の構築を目指して ～
＜概要版＞



令和2年7月
東京都・特別区・市町

「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定

東京都と区市町は、「都市計画公園・緑地の整備方針」(平成18年3月策定・平成23年12月改定)について、都市計画公園・緑地の事業進捗とともに、『「未来の東京」戦略ビジョン』策定や自然災害の頻発などを踏まえ、重点的に整備すべき公園・緑地を整備促進し、水と緑溢れる東京の実現と災害に強い都市を構築するために改定しました。

- 整備方針の性格：都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期実現に向けた取組の方針を明らかにするもの
- 計画期間：令和2年度～令和11年度（10年間）

◆都市計画公園・緑地整備の目標◆

- 1 ネットワークの形成
- 2 災害に強い都市の実現
- 3 良好な都市環境の形成
- 4 質の高い生活環境の創出
- 5 地域の資源を生かした個性ある地域づくり

◆実現化の基本方針◆

- 1 事業化計画に基づく事業の重点化
- 2 民間事業者を含めた多様な主体の連携

事業化計画の作成（重点化を図るべき公園・緑地、優先整備区域）

都市計画決定されている公園・緑地の未供用区域のうち、河川の水面等の区域を除いた約2,200ヘクタールを対象として、今後10年間で優先的に整備する公園・緑地を定めています。

まず、公園・緑地の機能・役割と、効果的なネットワークの形成の観点から事業の重点化を図るべき公園・緑地を選定し、次に、これらの公園・緑地の区域のうち、当該区域の整備の重要性と整備効果の高さの観点から優先整備区域を設定し、事業化計画として定めています。

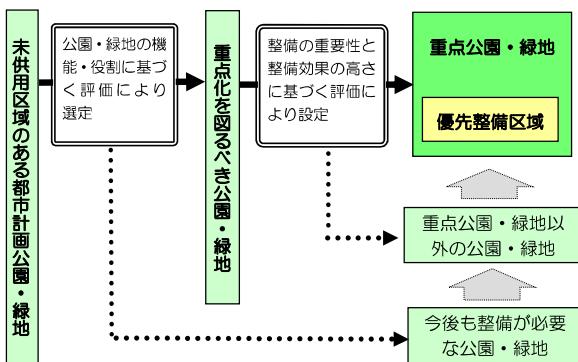
（見開き部に重点公園・緑地（優先整備区域を有する公園・緑地）の位置図と優先整備区域の一覧を掲載）

＜事業化計画の対象＞

（平成30年4月1日現在）



＜優先整備区域の絞込み＞



＜優先整備区域の表示例＞



改定のポイント① 「未来の東京」戦略ビジョンを踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、新たな優先整備区域を設定し、都市計画・緑地の整備を促進

今回定める優先整備区域 都区市町全体で 164 か所、530 ヘクタール

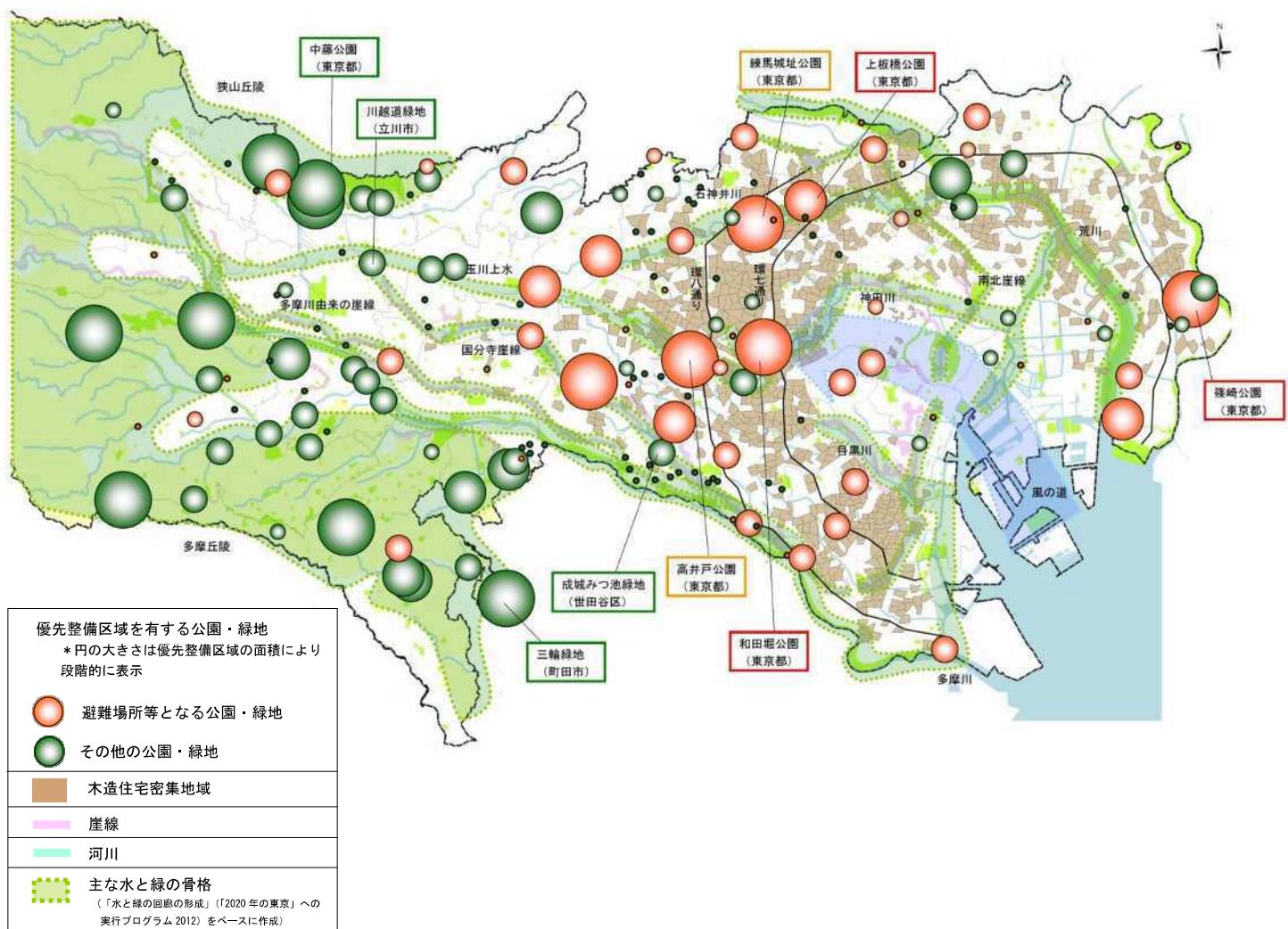
○ 避難場所や防災拠点となる公園・緑地の整備促進

⇒ 155 ヘクタール（区部 114 ヘクタール、多摩部 41 ヘクタール）

- 篠崎公園や和田堀公園等、環状七号線周辺の防災拠点となる公園を重点的に整備します。また、現在避難場所に指定されており、今後もその機能を確保すべき練馬城址公園について事業化を図ります。

○ 丘陵地、崖線等の骨格的な緑を保全、にぎわいの創出、地域の防災性向上など

<今回設定した優先整備区域による緑の保全・創出のイメージ>



改定のポイント② 優先整備区域拡大のルールの明確化

整備方針改定後に都市計画決定した公園・緑地のうち、「緑確保の総合的な方針」に示されている「確保地〈水準1〉から〈水準3〉」、または整備方針に定めた評価基準を満たす区域は、優先整備区域として拡大します。